

第 8 0 回国民スポーツ大会輸送・交通基本方針

第 8 0 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮し、安全かつ確実に行うものとする。

1 大会参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する大会参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 総合開・閉会式の輸送

ア 総合開・閉会式における輸送については、県が会場地市町村、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場の輸送

ア 競技会場における輸送については、会場地市町村が関係機関等の協力を得て実施する。

イ 同一の競技が 2 市町村以上の会場地で行われる場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

(4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、総合開・閉会式及び競技会場における輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 総合開・閉会式及び競技会場の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス・鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での総合開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じて必要な制限を行う。

3 車両等及び駐車場の確保

(1) 大会参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 県及び会場地市町村は、総合開・閉会式及び競技会場における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、大会開催期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。